制定　平成１９年　５月２２日　中国運輸局公示第　２６号
改正　平成２１年１０月　１日　中国運輸局公示第１００号
改正　平成２１年１１月３０日　中国運輸局公示第１２６号
改正　平成２２年　４月２８日　中国運輸局公示第　１３号
改正　平成２５年１０月　１日　中国運輸局公示第　４２号

公　　示

貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について

貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について別紙のとおり定めたので公示する。

平成１９年５月２２日

中国運輸局長　　神谷　俊広

貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第２０条の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によるものとする。

１　通則

（１）運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年１０月１日中国運輸局公示第９６号。以下「行政処分等の基準」という。）による貨物自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時に行うものとする。ただし、２（５）及び２（６）により発令する場合並びに事業を廃止した等により貨物自動車運送事業者の行政処分等が行われない場合は、単独で行うものとする。

（２）行政処分は、法第１９条の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の返納とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

（３）処分等は、２及び３により行うものとする。

なお、２（４）及び３の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保に関する違反（法第１８条第２項及び法第２２条第１項の規定に係る違反をいう。以下同じ。）、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反（この基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から３年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）及び累違反（この基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から３年以内に同一の事項について２度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

２　運行管理者資格者証の返納命令処分

（１）資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（ア）事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を行った場合

（イ）運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

（２）法第１８条第１項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号。以下「安全規則」という。）第１８条第１項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。以下同じ。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２２条の２第２項（同法第６６条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第７５条第３項（同法第７５条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取並びに同法第１０８条の３４の規定に基づく通知（以下「道路交通法通知等」という。）があった場合

（３）安全規則第１８条第３項の規定に基づき選任されている者（以下「補助者」という。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（４）行政処分等の基準５（１）①若しくは②に該当した場合又は行政処分等の基準２（１）に基づき別に定められた基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が１２０日車以上となった場合には、運行管理者に対し、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、安全規則第１８条第２項の規定に基づき選任されている者（以下「統括運行管理者」という。）に対して行うものとする。

（５）資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用（選任の届出をした場合を含む。）させた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（６）運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により、運行管理者資格者

証を取得したことが判明した場合には、当該者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（７）運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第１９条第２項第１号の規定に基づき、処分の日から２年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

３　資格者の警告

行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が３０日車以上１２０日車未満場合は、警告を行うものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の警告は、統括運行管理者に対して行うものとする。

附　則（平成１９年５月２２日　中国運輸局公示第２６号）

１　この基準は、平成１９年７月１日以降の違反行為から適用するものとし、平成１９年６月３０日までの違反行為については、従前の基準により処分等を行うものとする。

附　則（平成２１年１０月１日　中国運輸局公示第１００号）

１　この基準は、平成２１年１０月１日以降の違反行為から適用するものとし、平成２１年９月３０日までの違反行為については、従前の基準により処分等を行うものとする。

附　則（平成２１年１１月３０日　中国運輸局公示第１２６号）

１　この基準は、平成２１年１２月１日以降の違反行為から適用するものとし、平成２１年１１月３０日までの違反行為については、従前の基準により処分等を行うものとする。

附　則（平成２２年４月２８日　中国運輸局公示第１３号）

１　この基準は、平成２２年４月２８日以降の違反行為から適用するものとし、平成２２年４月２７日までの違反行為については、従前の基準により処分等を行うものとする。

附　則（平成２５年１０月１日　中国運輸局公示第４２号）

１　この基準は、平成２５年１１月１日から施行する。

２　この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

３　２（４）の規定中、行政処分等の基準５（１）①に係る規定については、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１２月３１日以前の違反行為については、なお従前の例による。